

本章のポイント

第1節 教育分野における男女共同参画

- 男女別の進学率を見ると、女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差あり。
- 公民館等での学習者においては、女性の割合が高い。
- 教員の女性割合を見ると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が低い傾向。小学校教諭の女性割合は65.1%、大学及び大学院教授は13.4%。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にあるが、平成24年3月31日現在で14.0%となっており、諸外国と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りあり。

第1節

教育分野における男女共同参画

（女子の大学進学率は上昇傾向）

平成24年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.8%、男子96.2%と、女子の方が若干高くなっている。大学（学部）への進学率を見ると、男子55.6%、女子45.8%と男子の方が10ポイント程度高いが、女子は全体の9.8%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学等進学率は55.6%となる。近年、大学（学部）への女子の進学率が上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに減少を続けている。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成24年度では男性15.4%、女性6.2%となっている（第1-7-1図）。

なお、平成24年度における高等教育段階の女性の割合は、大学の学部43.0%、大学院（修士課程）29.8%、大学院（博士課程）33.0%となっている。

（高等教育在学率の国際比較）

我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている（第1-7-2図）。

また、韓国を除く他の国では、男性より女性の方が在学率が高くなっているが、我が国では逆に女性の方が在学率が低いという状況にある。

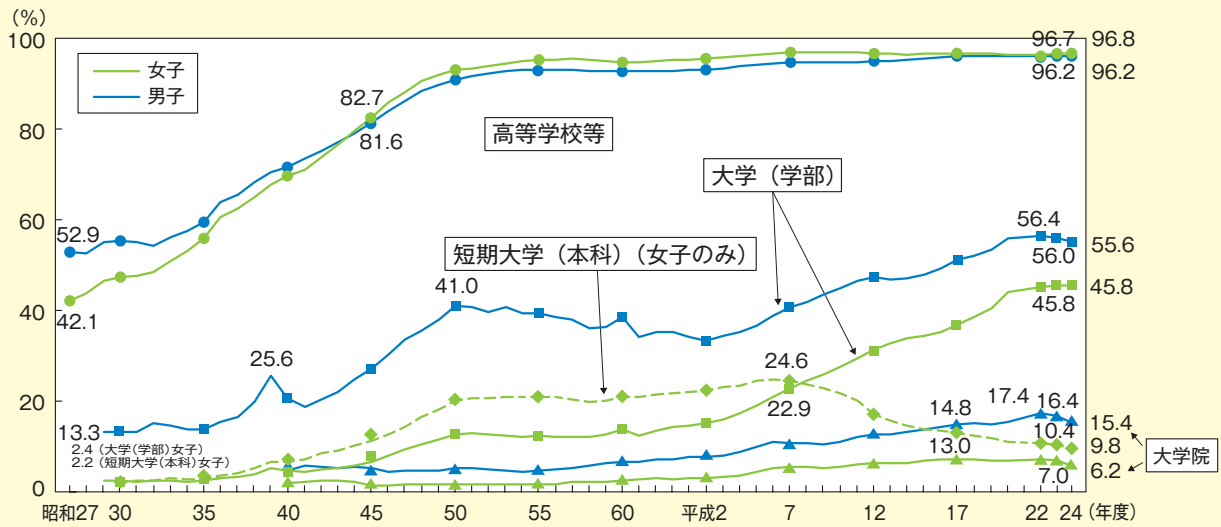
（専攻分野別に見た男女の偏り）

平成24年では、大学（学部）における女子学生で最も多い専攻分野は25.9%の社会科学分野であり、社会科学分野専攻の学生を男女別に見ると、3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、工学分野専攻の全学生の11.7%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の65.9%となっており、専攻分野別に男女の偏りが見られる（第1-7-3図）。

女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では工学、人文科学の分野が並んで多く、これに次いで社会科学、理学・農学等、教育、薬学・看護学等の分野が多くなっている（第1-7-4図）。大学院の全学生に占める女子学生数の割合は、近年増加傾向にあり、修士課程の社会人学生に占める女子学生の割合を見ると、平成24年では半数近い48.6%を占めている。

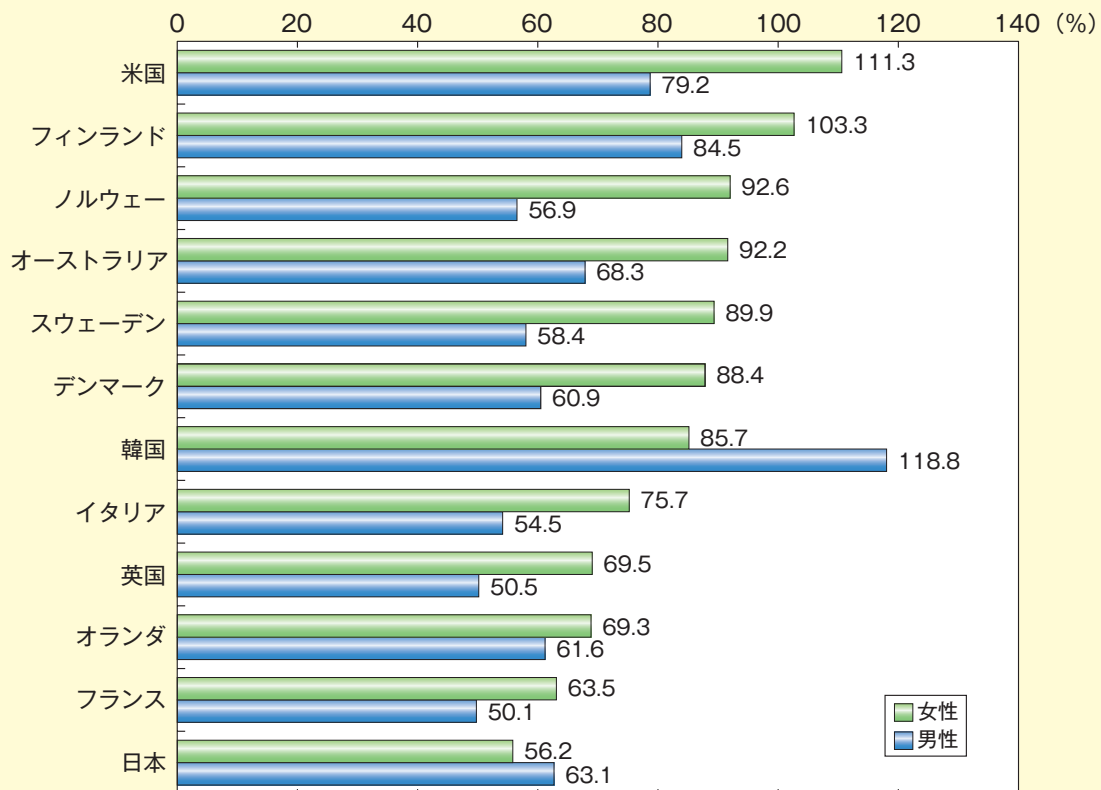
なお、博士課程における女子学生の状況を見ると、人文科学、教育といった分野を専攻する割合が高い。

第1-7-1図 学校種類別進学率の推移



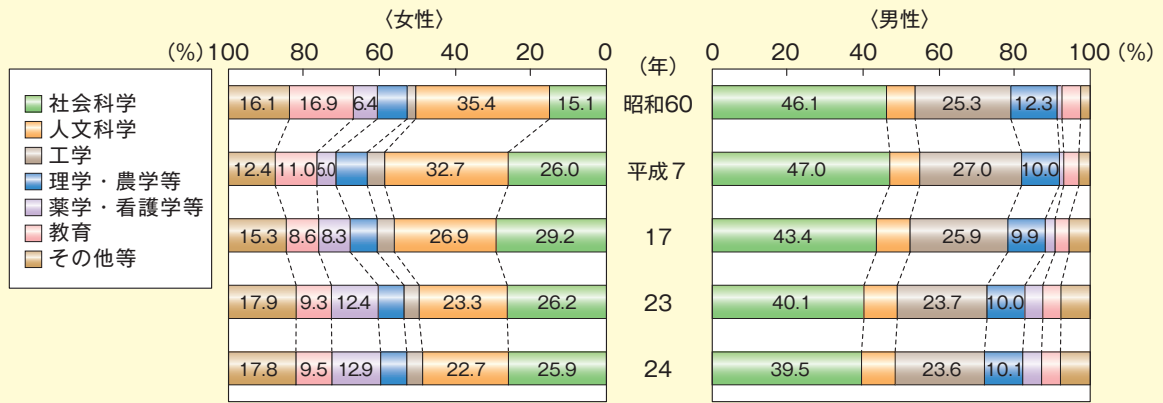
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める割合。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：過年度高卒者等を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した割合。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の割合（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

第1-7-2図 高等教育在学率の国際比較

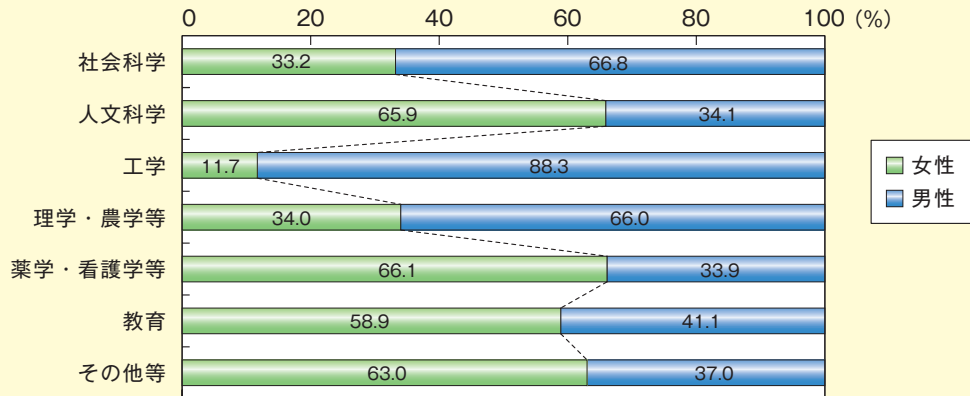


- (備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイトより作成。デンマークは平成21年、その他は22年時点。
 2. 在学率は「高等教育機関（Tertiary Education, ISCED5及び6）の在学者数（全年齢）／中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。
 3. 原典は、「Table14 Tertiary Education」の「Gross enrolment ratio, ISCED 5 and 6」。

第1-7-3図 専攻分野別に見た学生分布（大学（学部））の推移（男女別）

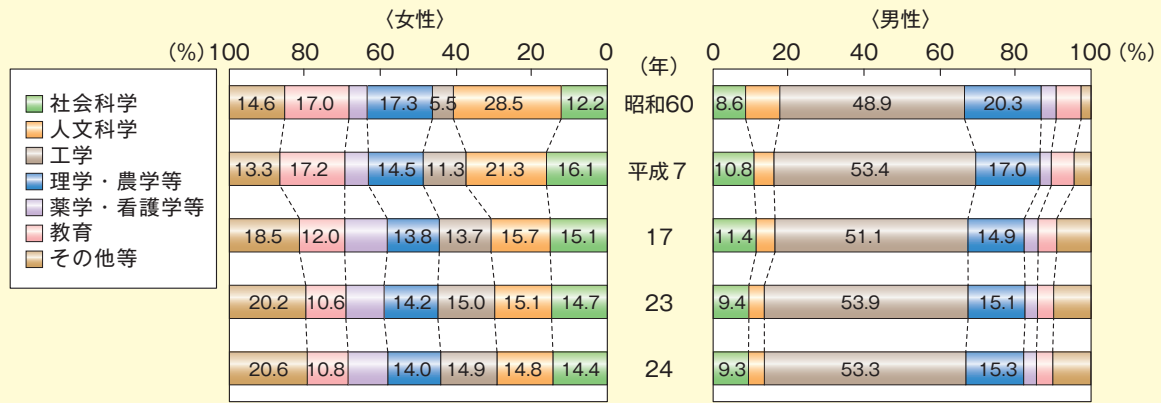


(参考) 専攻分野別に見た学生（大学（学部））の割合（男女別，平成24年）

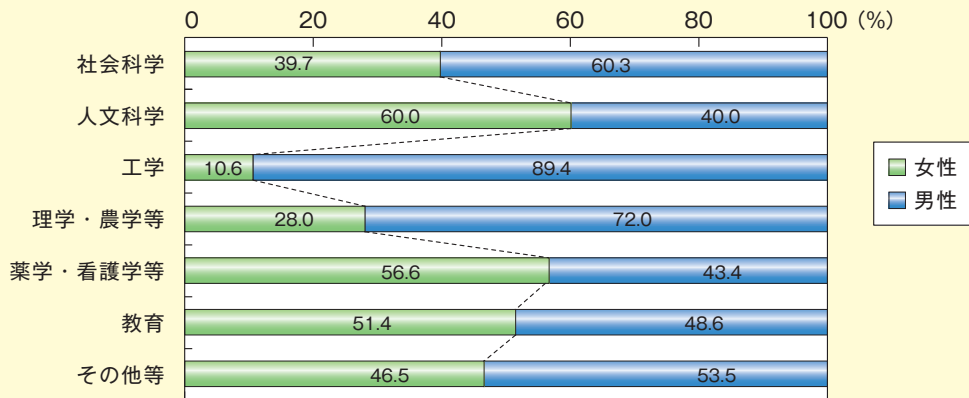


(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 理学・農学等は「理学」, 「農学」, 「医学・歯学」, その他等は「家政」, 「芸術」, 「その他」の合計。

第1-7-4図 専攻分野別に見た学生分布（大学院（修士課程））の推移（男女別）



(参考) 専攻分野別に見た学生（大学院（修士課程））の割合（男女別，平成24年）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. 理学・農学等は「理学」、「農学」、「医学・歯学」、その他等は「家政」、「芸術」、「商船」、「その他」の合計。

法科大学院では、27.6%（平成24年5月1日現在）が女子学生となっている。

(社会教育での学習者)

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進められているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設における学級・講座の受講者については、女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」（平成23年度）によると、学級・講座の受講者のうち女性が占める割合は、公民館・公民館類似施設で66.1%、生涯学習センターで63.0%、青少年教育施設で52.7%となっている。

(上位の職に少ない女性教員の割合)

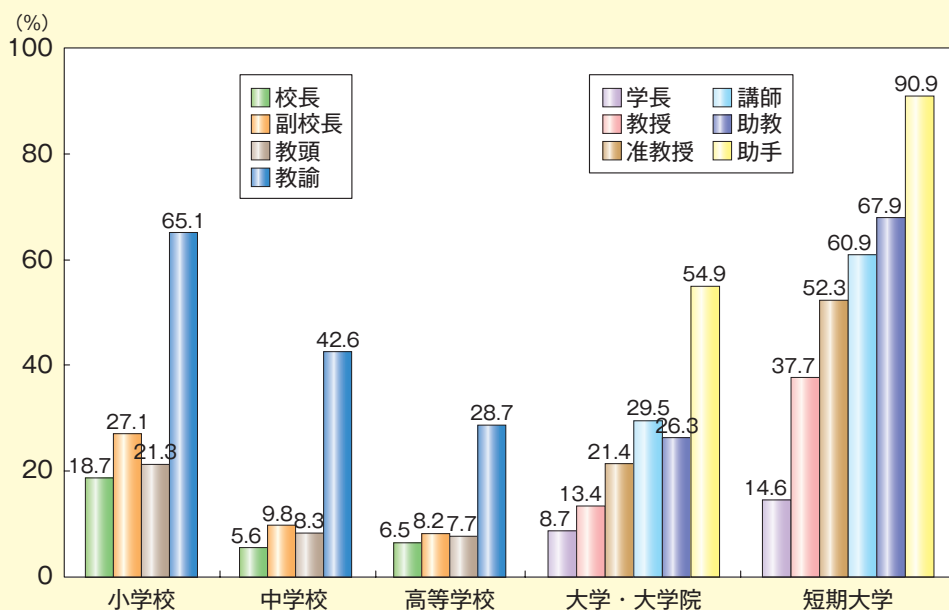
初等中等教育について女性教員の割合を見ると、

小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれてその割合は低くなっている。校長、副校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が24年には18.7%と大幅に上昇していることを始め、上昇傾向にあるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ても、短期大学では5割を超えているが、大学及び大学院では2割台にとどまっております。特に教授、学長に占める女性の割合は低い（第1-7-5図）。

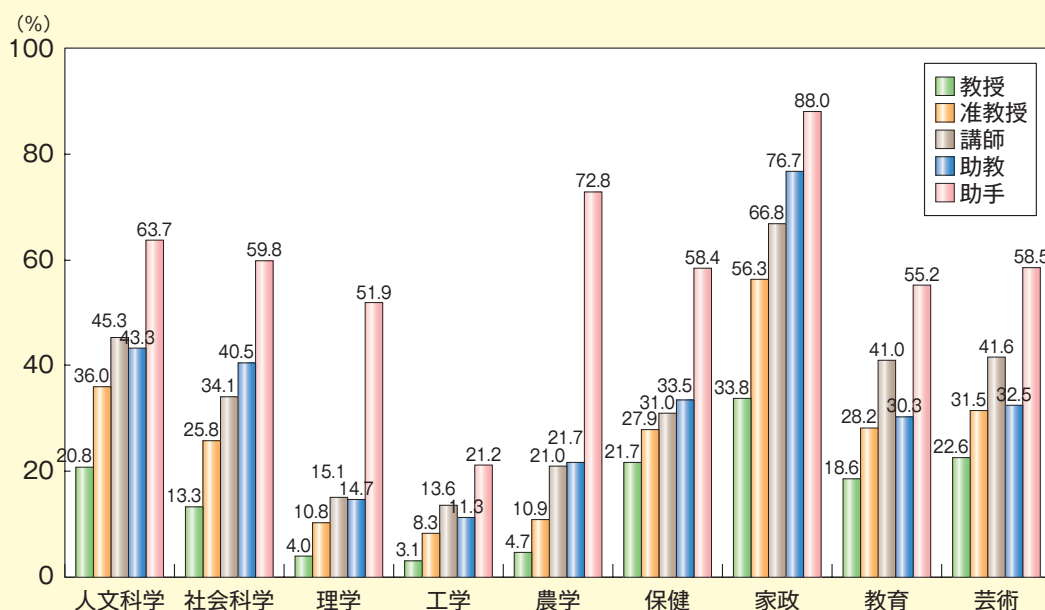
また、大学教員における女性の割合を専門分野別に見ると、比較的女性の割合が高い分野においても、講師、准教授、教授と段階が上がるにつれて女性の割合が低くなる傾向が見られる（第1-7-6図）。

第1-7-5図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育，平成24年）



（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成24年度）より作成。

第1-7-6図 大学教員における分野別女性割合（平成24年）



（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成24年度）より作成。

第2節

研究分野における
男女共同参画

（女性研究者の割合）

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にはあるが、平成24年3月31日現在

で14.0%にとどまっており（第1-7-7図）、諸外国と比べて低いものとなっている。また、各国における所属機関別の女性研究者の割合を見ると、特に企業における割合が低い傾向が見られる（第1-7-8図）。既述のとおり、我が国の高等教育段階の女性の割合は、大学の学部43.0%、大学院（修士

課程) 29.8%, 大学院(博士課程) 33.0%であり, これらを比較してみても, 女性の研究者の割合が高くなる余地はあると言える。

男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)によると, 女性研究者が少ない理由としては, 家庭と仕事の両立が困難なことや, 育児期間後の復帰が困難であることなどが上位に挙げられている。

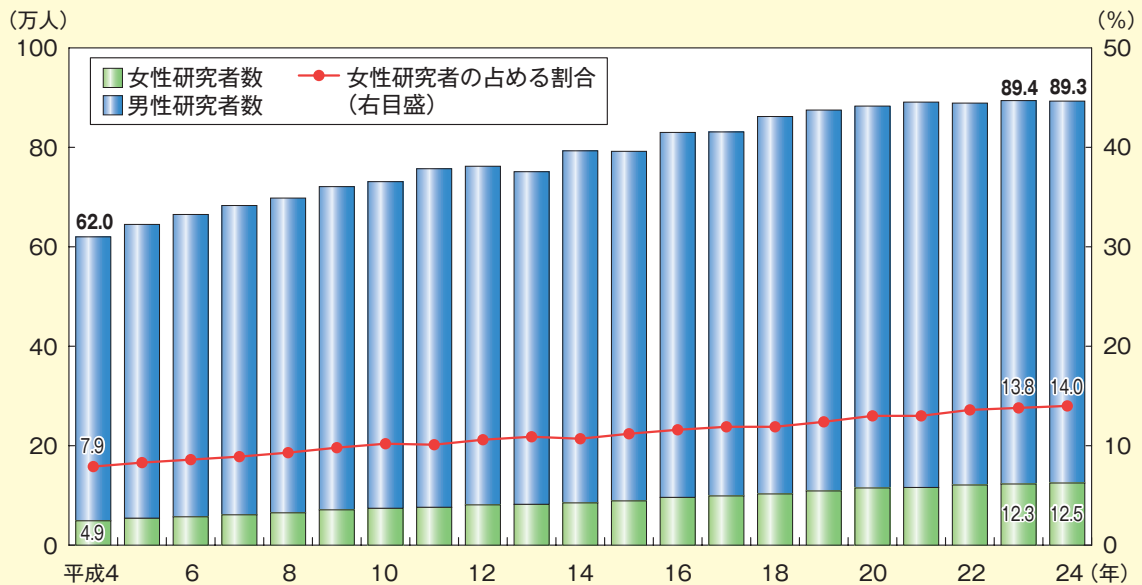
(女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成24年科学技術研究調査報告」によると, 研究者の所属については, 男性の研究者は, 企

業に所属するのは6割以上, 大学等には3割程度であるが, 女性の研究者については, 逆に大学等に6割以上, 企業には3割程度となっている(第1-7-9図)。

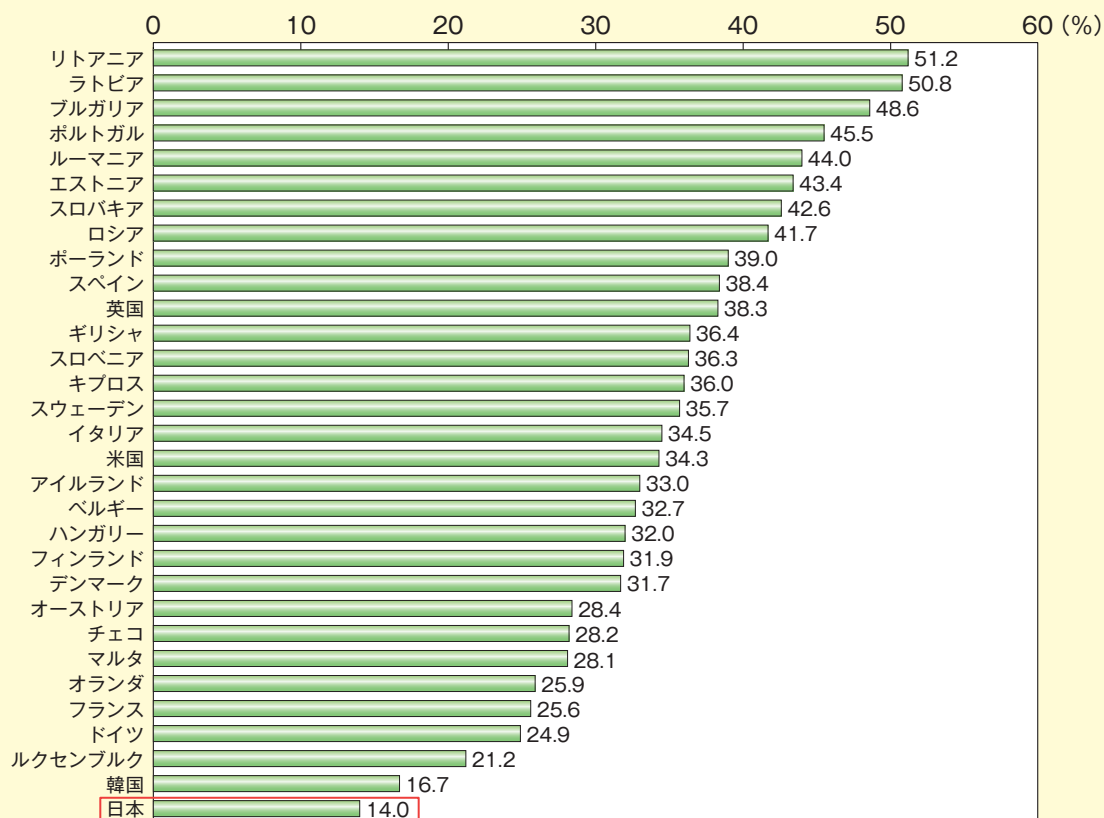
女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野を見ると, 平成24年3月31日現在, 医学・歯学以外である薬学・看護学等分野においては約半数が女性研究者である一方で, 工学分野の研究者に占める女性割合は9.2%, 理学分野, 農学分野でも1割台にとどまっている(第1-7-10図)。

第1-7-7図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移



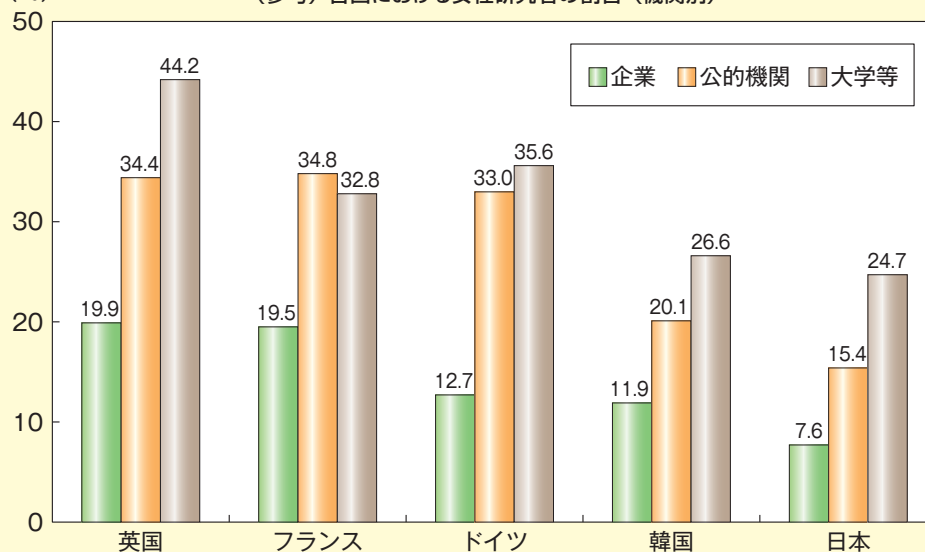
(備考) 1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。
 2. 各年3月31日現在。
 3. 太字の値は, 男女合計の値。

第1-7-8図 研究者に占める女性割合の国際比較



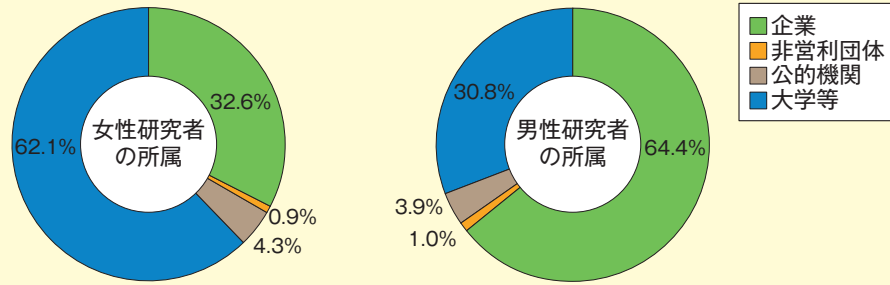
- (備考) 1. EU加盟国及び主要国（ロシア、米国、韓国、日本）を抽出。
 2. EU加盟国等の値は、EU“Eurostat”より作成。推定値、暫定値を含む。スロバキア、チェコは2011（平成23）年。スウェーデン、ベルギー、デンマーク、オーストリア、オランダ、ドイツ、ルクセンブルクは2009（平成21）年。ギリシャは2005（平成17）年。他の国は2010（平成22）年時点。
 3. 日本の数値は、総務省「平成24年科学技術研究調査報告」に基づく。2012（平成24）年3月31日現在。
 4. 米国の数値は、国立科学財団（NSF）の“Science and Engineering Indicators 2006”に基づく雇用されている科学者（scientists）における女性割合（人文科学の一部及び社会科学を含む）。2003（平成15）年時点の数値。技術者（engineers）を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

(参考) 各国における女性研究者の割合（機関別）



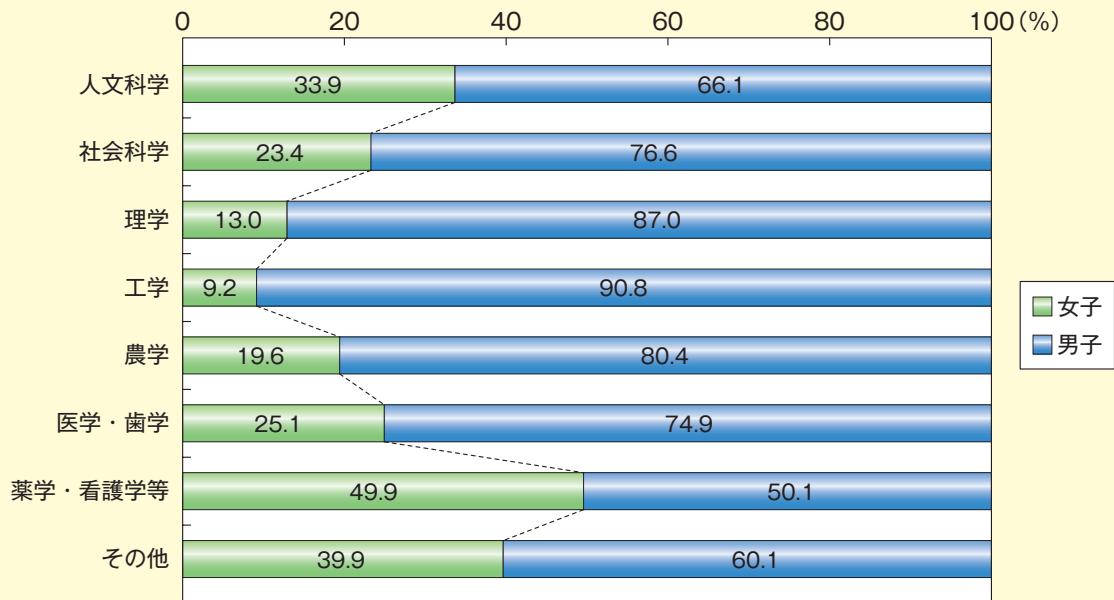
- (備考) 1. 日本は、総務省「平成24年科学技術研究調査報告」より、その他はOECD“Main Science and Technology Indicators 2011”より作成。
 2. 日本は平成24年、ドイツの「企業」は21年、その他は22年時点。

第1-7-9図 研究者の所属機関（男女別，平成24年）



（備考）総務省「平成24年科学技術研究調査報告」より作成。

第1-7-10図 専攻分野別に見た大学等の研究本務者の割合（男女別，平成24年）



（備考）1. 総務省「平成24年科学技術研究調査報告」より作成。
 2. 大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む），短期大学，高等専門学校，大学附置研究所，大学共同利用機関等。

本章のポイント

第1節 防災における男女共同参画

- 平成24年6月の災害対策基本法の改正等により、都道府県及び政令指定都市の地方防災会議に占める女性委員の割合は上昇傾向にあるが、24年10月15日現在で都道府県においては5.1%、政令指定都市においては10.0%と、依然として低い割合にとどまっている。また、6都県では、女性委員ゼロ。
- 女性の消防団員数は平成24年度は、2万109人で、消防団員総数が減少する中、一貫して増加。
- 避難所に指定されている学校において、避難時に「女性のプライバシーに配慮したスペース」が確保できる割合は34.0%、「要援護者のスペース」が確保できる割合は35.6%。

第2節 復興における男女共同参画

- 岩手県、宮城県及び福島県における復興計画の策定や推進のための委員会等や、まちづくり協議会の構成員に占める女性の割合は、平均して2割以下。
- 岩手県、宮城県及び福島県における雇用状況は、改善してきているが、依然として希望する仕事と求人の多い仕事にミスマッチがある地域も見られる。
- 東日本大震災被災地における女性の悩み・相談事業には、「心理的問題」、「家族問題」、「生き方」等、5,573件の相談。

第1節 防災における男女共同参画

(地方防災会議における女性委員の割合)

全国の都道府県及び政令指定都市の地方防災会議について、委員に占める女性の割合は、平成24年10月15日現在、都道府県においては5.1%（平成24年4月比0.6ポイント増）、政令指定都市においては10.0%（平成24年4月比1.5ポイント増）となっている。また、女性委員が一人も任命されていない都道府県防災会議は6都県である。

平成24年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、都道府県防災会議の委員に女性を含む多様な主体の参画を促進するための規定が盛り込まれたことなどを踏まえ、地方防災会議の委員に占める女性の割合は上昇傾向にはあるが、依然として低い割合にとどまっている（第1-8-1表）。

(防災の現場における男女共同参画)

平成24年度における全国の女性消防団員数は2万109人で、5年前の平成19年に比べて約4,600人（約1.3倍）増加した。消防団員に占める女性の割合は、24年では2.3%と全体に占める割合は低いものの、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある（第1-8-2図）。

(避難所となる学校における施設・設備の整備状況)

国立教育政策研究所「学校施設の防災機能に関する実態調査」（平成24年）によると、全国の公立学校のうち、避難所に指定されている学校において、避難時に「女性のプライバシーに配慮したスペース」を確保できる割合は34.0%、「要援護者のスペース」を確保できる割合は35.6%となっている。また、バリアフリー設備の整備状況については、「校舎のスロープ」は49.8%、「体育館のスロープ」は42.8%、「校舎の多目的トイレ」は42.3%、「体育館の多目的トイレ」は19.2%となっている（第1-8-3図）。

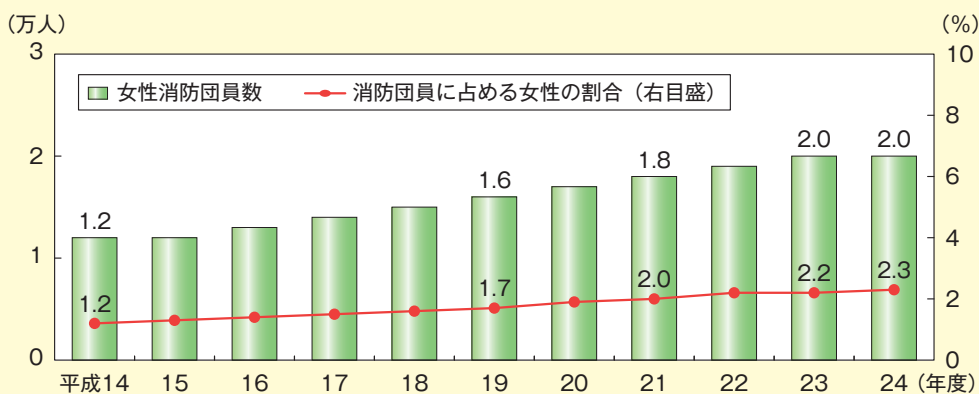
第1-8-1表 地方防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年4月の 女性割合 (%)
北海道	58	3	5.2	6.9
青森県	49	5	10.2	8.2
岩手県	57	1	1.8	1.8
宮城県	49	1	2.0	2.0
秋田県	54	2	3.7	3.7
山形県	50	2	4.0	4.0
福島県	49	3	6.1	6.1
茨城県	45	1	2.2	2.2
栃木県	49	1	2.0	4.1
群馬県	42	1	2.4	2.4
埼玉県	63	3	4.8	4.8
千葉県	53	2	3.8	1.9
東京都	61	0	0.0	0.0
神奈川県	49	5	10.2	10.2
新潟県	60	12	20.0	6.9
富山県	56	4	7.1	7.1
石川県	60	2	3.3	3.3
福井県	54	0	0.0	1.8
山梨県	55	0	0.0	1.8
長野県	57	1	1.8	1.8
岐阜県	51	3	5.9	5.9
静岡県	54	5	9.3	4.2
愛知県	66	0	0.0	0.0
三重県	47	1	2.1	2.1
滋賀県	51	1	2.0	2.0
京都府	59	3	5.1	5.1
大阪府	53	1	1.9	1.9
兵庫県	49	3	6.1	6.1
奈良県	54	4	7.4	7.5
和歌山県	49	1	2.0	0.0
鳥取県	54	9	16.7	16.7
島根県	59	8	13.6	13.6
岡山県	48	4	8.3	6.3
広島県	58	1	1.7	0.0
山口県	57	0	0.0	1.8
徳島県	53	10	18.9	18.9
香川県	50	3	6.0	8.0
愛媛県	44	0	0.0	0.0
高知県	52	3	5.8	5.8
福岡県	55	4	7.3	0.0
佐賀県	52	3	5.8	5.8
長崎県	66	3	4.5	4.5
熊本県	55	1	1.8	1.8
大分県	44	3	6.8	4.5
宮崎県	45	1	2.2	2.2
鹿児島県	56	1	1.8	1.8
沖縄県	50	3	6.0	6.0
合計	2,501	128	5.1	4.5

政令指定 都市	委員総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年4月の 女性割合 (%)
札幌市	63	5	7.9	6.5
仙台市	70	10	14.3	3.2
さいたま市	82	5	6.1	6.1
千葉市	69	3	4.3	2.9
横浜市	59	3	5.1	3.3
川崎市	68	3	4.4	4.4
相模原市	45	5	11.1	4.3
新潟市	61	4	6.6	6.6
静岡市	45	4	8.9	8.9
浜松市	32	2	6.3	6.3
名古屋市	63	8	12.7	12.7
京都市	47	3	6.4	6.4
大阪市	51	5	9.8	8.0
堺市	50	2	4.0	4.0
神戸市	64	4	6.3	1.6
岡山市	52	21	40.4	40.8
広島市	68	3	4.4	4.3
福岡市	68	6	8.8	8.8
北九州市	60	17	28.3	28.3
熊本市	62	5	8.1	8.1
合計	1,179	118	10.0	8.5

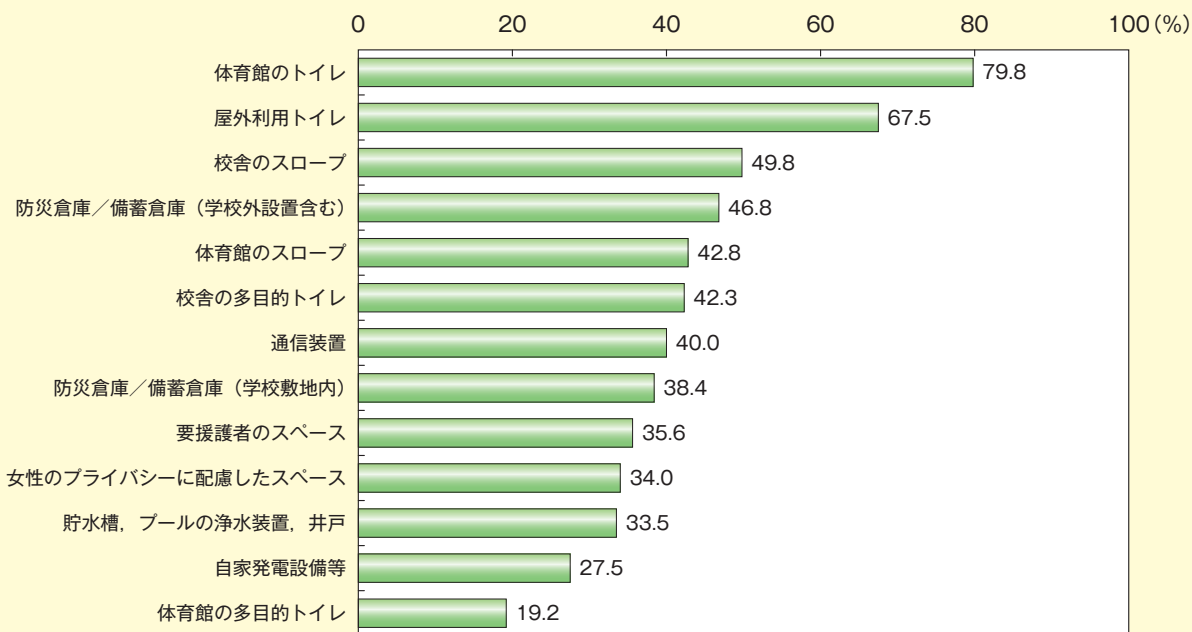
(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 平成24年10月15日現在。

第1-8-2図 女性消防団員数及び消防団員に占める女性割合の推移



(備考) 1. 消防庁「平成24年版消防白書」より作成。
 2. 消防職員数、消防団員数は、各年度とも4月1日現在の人数。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年度の岩手県、宮城県及び福島県の人数及び24年度の宮城県牡鹿郡女川町の人数は、22年4月1日現在の値となっている。

第1-8-3図 避難所となる学校における防災関係施設・設備の整備状況



(備考) 1. 国立教育政策研究所「学校施設の防災機能に関する実態調査の結果について」(平成24年12月25日)より作成。
 2. 調査対象は、全国の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のうち、避難場所に指定されている3万2,333校(平成24年5月1日現在)。
 3. 「女性のプライバシーに配慮したスペース」は、更衣や授乳等のためのスペースを避難時に確保できる場合。簡易間仕切り壁による区画を含む。
 4. 「要援護者のスペース」は、高齢者等の要援護者が避難する場所として、和室や保健室等の特別な室を避難時に確保できる場合。
 5. 自家発電設備等の設置には、災害時に使用可能な太陽光発電設備、蓄電池、協定等により他所有の発電機を学校が優先使用できる場合を含む。

第2節 復興における男女共同参画

(東日本大震災からの復興における政策・方針決定過程への女性の参画)

内閣府「東日本大震災からの復興に関する男女共

同参画の取組状況調査」(平成24年)によると、被災地方公共団体における復興計画の策定や推進のための委員会等に占める女性委員の割合は、14.6%(1,889人中276人)となっている。一方、85委員会中9委員会では、女性委員がゼロであった(第1-8-4表)。

第1-8-4表 復興計画の策定や推進のための委員会等に占める女性委員の割合

県名	市町村名	委員会数		委員数		
		総数	女性含む	総数(人)	うち女性(人)	女性割合(%)
青森県	八戸市	2	2	25	3	12.0
	三沢市	1	1	22	1	4.5
岩手県	大槌町	2	2	60	6	10.0
	宮古市	1	1	21	3	14.3
	田野畑村	2	2	37	3	8.1
	洋野町	2	1	53	1	1.9
	大船渡市	3	3	119	16	13.4
	釜石市	2	2	90	16	17.8
	山田町	2	2	30	3	10.0
	陸前高田市	1	1	50	4	8.0
	普代村	2	1	25	1	4.0
宮城県	利府町	1	1	15	1	6.7
	白石市	1	1	18	1	5.6
	女川町	1	1	12	1	8.3
	仙台市	2	2	21	4	19.0
	山元町	2	2	17	4	23.5
	気仙沼市	3	2	69	5	7.2
	登米市	1	1	18	6	33.3
	大崎市	2	2	32	5	15.6
	多賀城市	1	1	15	1	6.7
	七ヶ浜町	1	0	31	0	0.0
	栗原市	1	1	15	4	26.7
	石巻市	3	3	68	16	23.5
	岩沼市	1	1	12	3	25.0
福島県	新地町	1	1	15	1	6.7
	相馬市	2	1	39	1	2.6
	楡葉町	2	2	73	16	21.9
	大熊町	2	2	61	20	32.8
	田村市	1	1	19	6	31.6
	桑折町	1	1	20	7	35.0
	南相馬市	1	1	25	5	20.0
	矢吹町	1	1	22	3	13.6
	浪江町	1	1	103	11	10.7
	川内村	1	1	36	3	8.3
	白河市	1	1	18	3	16.7
	福島市	1	1	18	2	11.1
	飯舘村	6	5	93	11	11.8
	双葉町	1	1	45	7	15.6
	二本松市	1	1	22	2	9.1
	本宮市	1	1	25	4	16.0
	伊達市	1	1	13	2	15.4
	鏡石町	3	3	62	16	25.8
	須賀川市	1	1	25	6	24.0
いわぎ市	2	2	36	8	22.2	
茨城県	ひたちなか市	1	1	25	7	28.0
	鹿嶋市	1	0	15	0	0.0
	神栖市	3	2	41	7	17.1
	北茨城市	1	1	19	5	26.3
	東海村	1	1	33	3	9.1
	笠間市	1	1	20	4	20.0
	日立市	1	1	10	1	10.0
千葉県	常総市	1	0	14	0	0.0
	習志野市	1	1	18	1	5.6
	旭市	1	1	19	2	10.5
長野県	香取市	1	1	17	3	17.6
	栄村	1	1	13	1	7.7
合計		85	76	1,889	276	14.6

(参考)

県名	委員会数		委員数		
	総数	女性含む	総数(人)	うち女性(人)	女性割合(%)
青森県	1	1	12	3	25.0
岩手県	1	1	19	2	10.5
宮城県	1	1	12	1	8.3
福島県	1	1	30	3	10.0

- (備考) 1. 内閣府「東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査」(平成24年)より作成。
 2. 調査対象は、特定被災地方公共団体(9県及び178市町村)のうち、回答のあった140団体。
 3. 復興計画を策定したと回答した75地方公共団体のうち、復興計画の策定に向けた委員会等を設置したと回答のあった60地方公共団体、85委員会(人数未記入の1委員会を除く)を掲載。
 4. 「復興計画の策定や推進のための委員会等」とは、復興計画の策定に向けた委員会等及び復興計画の策定後に復興計画を円滑に推進し進捗状況を把握するための委員会等。

また、東日本大震災からの復興に当たり、住民との合意形成が重要となる集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり（以下「復興まちづくり」という。）に取り組んでいる32地方公共団体のうち、復興まちづくりに当たって、住民同士が議論や検討を行う自主的なまちづくり組織（まちづくり協議会）を設立している（した）ところは20地方公共団体と約6割となっている。

まちづくり協議会の構成員に占める女性の割合は、19.5%（534人中104人）となっており、宮城県岩沼市では34.8%、福島県南相馬市では33.3%と構成員に占める女性の割合が3割以上となっている（第1-8-5表）。

（東日本大震災後の雇用状況）

岩手県、宮城県及び福島県における有効求職者数は男女共に、東日本大震災の後、平成23年5～6月をピークに季節的な変動は見られるものの減少傾向で推移している（第1-8-6図）。

また、雇用保険受給者実人員は、平成23年5～8

月頃をピークに減少傾向で推移している（第1-8-7図）。

沿岸部のハローワークにおいては、平成24年3月時点では、女性の求職者が多い食料品製造の職業で求人数が少ないといった、女性の希望する仕事と求人の多い仕事とのミスマッチが見られたが、25年3月時点では、このミスマッチは解消してきている。一方、建設・採掘の職業では、同年3月時点でも、求人数が求職者数全体を上回っているものの女性の求職者は極めて少ないなど、依然として雇用における需要と供給のミスマッチが見られる（第1-8-8図）。

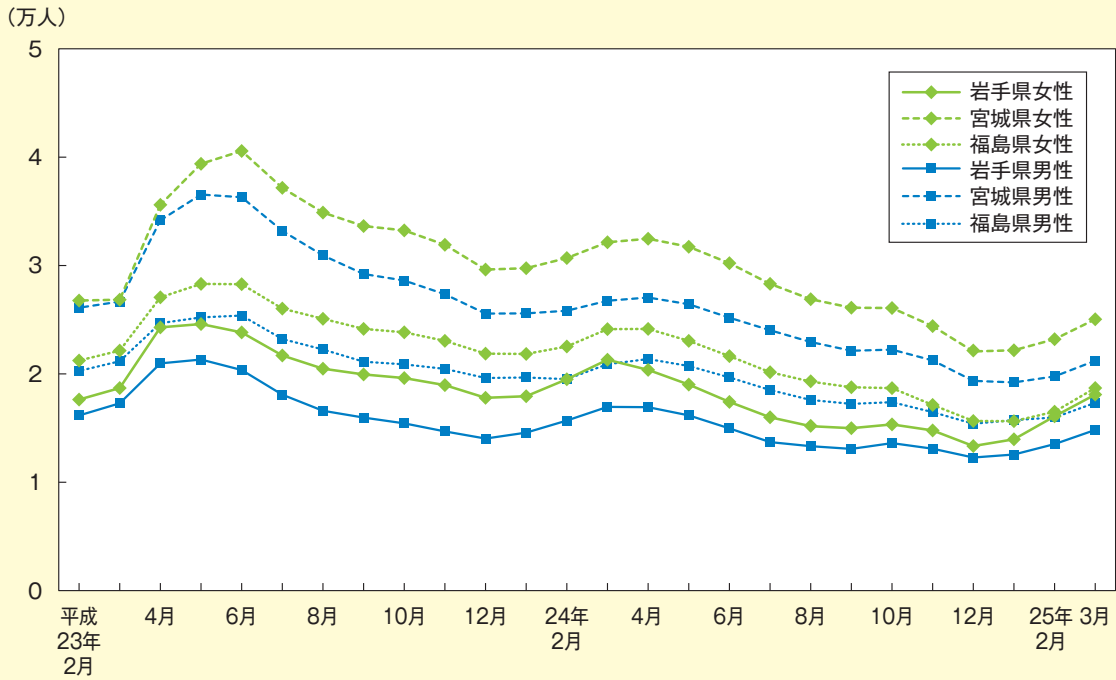
厚生労働省では、東日本大震災等の影響による失業者の雇用機会を創出するため、都道府県に造成した基金を活用し、雇用の受け皿を作り出す事業を行っている。この震災等緊急雇用対応事業により、平成24年12月末時点で、岩手県、宮城県及び福島県で約5万5,000人の雇用を創出したが、このうち約2万8,000人（51.6%）が女性となっている（第1-8-9表）。

第1-8-5表 住民によるまちづくり協議会に占める女性の割合

都道府県	市町村	協議会の名称	構成員総数 (人)	うち女性の人数 (人)	女性割合 (%)
岩手県	陸前高田市	今泉地区明日への陸前高田・まちづくり協議会	34	1	2.9
宮城県	利府町	須賀地区災害復興計画推進委員会	9	1	11.1
	女川町	女川町まちづくりワーキンググループ	64	15	23.4
	多賀城市	宮内地区復興まちづくり懇談会	13	1	7.7
	岩沼市	玉浦西地区まちづくり検討委員会	23	8	34.8
福島県	相馬市	東部再起の会	236	53	22.5
	南相馬市	すばらしい「まちなか」にする会	21	7	33.3
	矢吹町	矢吹町中心市街地復興協議会	11	2	18.2
	いわき市	ふるさと豊間復興協議委員会	81	11	13.6
		薄磯復興協議委員会	13	3	23.1
		久之浜・大久地区復興対策協議会	29	2	6.9
合計			534	104	19.5

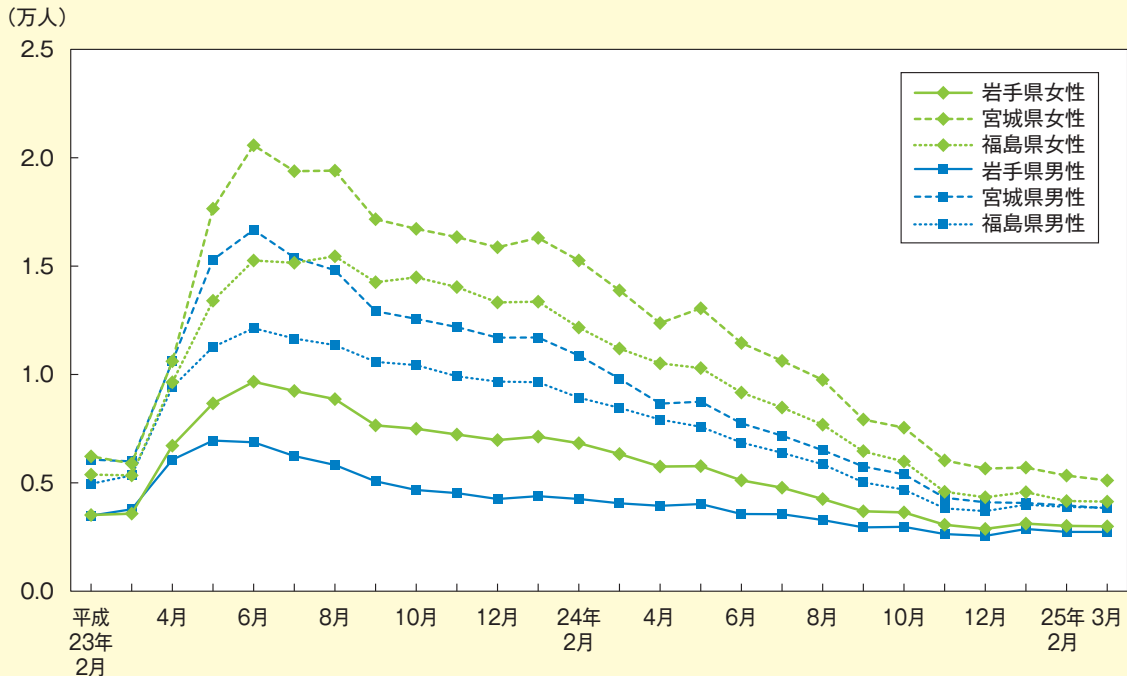
- （備考）1. 内閣府「東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査」（平成24年）より作成。
 2. 調査対象は、特定被災地方公共団体（9県及び178市町村）のうち、回答のあった140団体。
 3. 復興まちづくりに当たって、住民による自主的な組織が設立された数と回答した20地方公共団体のうち、男女別構成について回答のあった地方公共団体を掲載。
 4. 構成員には、オブザーバーは除く。

第1-8-6図 岩手県・宮城県・福島県の有効求職者数の推移（男女別）



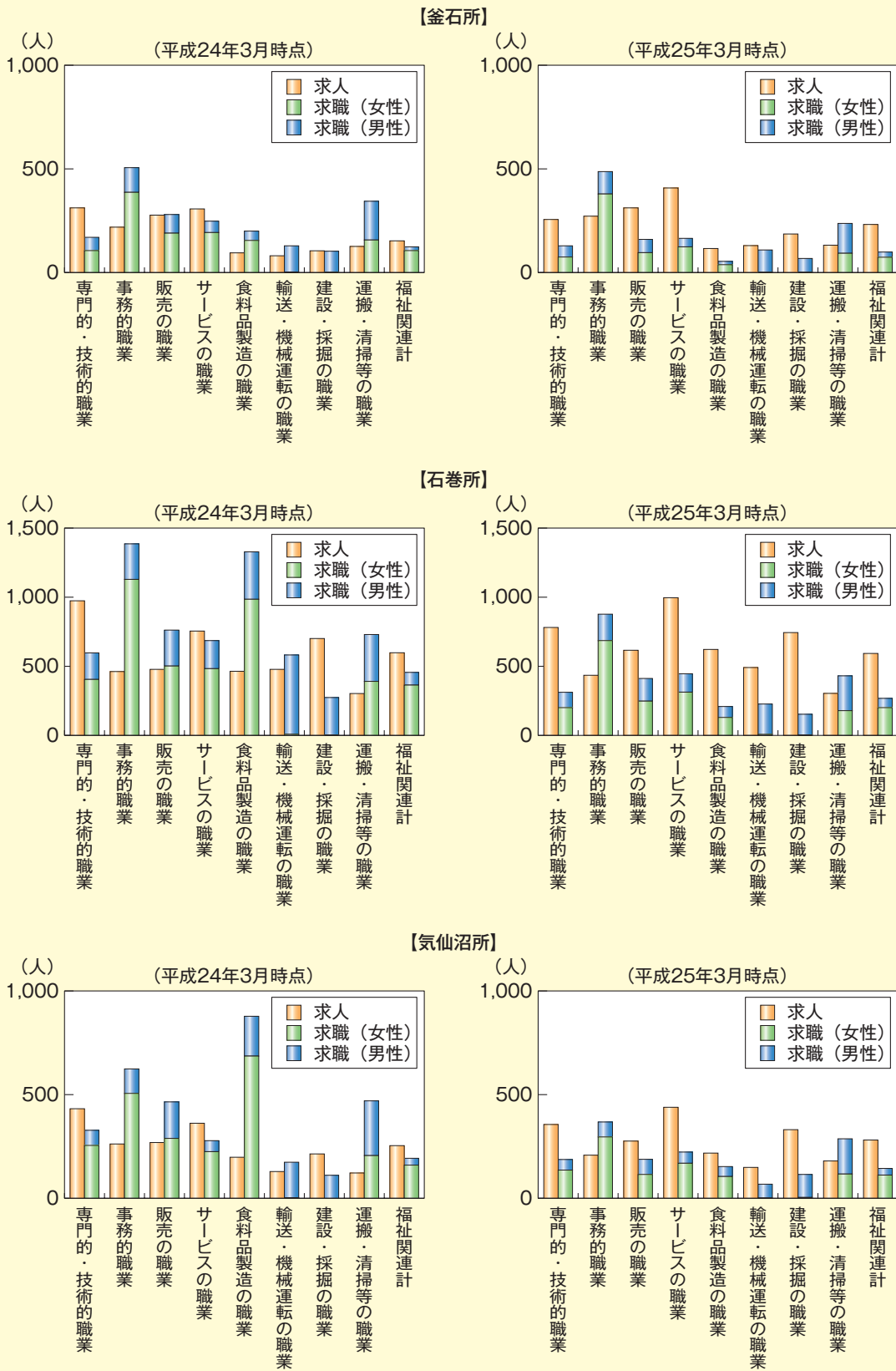
(備考) 1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）(男女別)」より作成。
2. 全て原数値。

第1-8-7図 岩手県・宮城県・福島県の雇用保険受給者実人員の推移（男女別）



(備考) 1. 厚生労働省「被災3県の現在の雇用状況（月次）(男女別)」より作成。
2. 雇用保険受給者実人員には、個別延長給付、特別延長給付、広域延長給付を含む。
3. 雇用保険の数値は自発的失業や定年退職、その他特例（休業、一時離職）対象分も含む。

第1-8-8図 ハローワーク別の有効求人数・有効求職者数（男女別）



(備考) 1. 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 2. 求人申込書における「性別」欄はないため、有効求人数の男女別はない。
 3. 職業分類は、平成23年厚生労働省編職業分類の区分に基づいている。ただし、「食料品製造の職業」については、11年改定厚生労働省編職業分類の区分に基づき再集計している。
 4. 「福祉関連計」は、他の職業区分の中から、「福祉関連」の職業を足し上げている。

第1-8-9表 岩手県・宮城県・福島県の震災等緊急雇用対応事業雇用実績（男女別）

	事業所数	支給決定額 (億円)	雇用状況 (人)	雇用状況			
				女性(人)	割合(%)	男性(人)	割合(%)
岩手県	506	36.2	13,923	6,384	45.9	7,539	54.1
宮城県	743	63.4	16,437	8,764	53.3	7,673	46.7
福島県	909	106.0	24,498	13,136	53.6	11,362	46.4
3県合計	2,158	205.6	54,858	28,284	51.6	26,574	48.4
その他の都道府県	190	10.8	63,930	28,062	43.9	35,868	56.1
合計	2,348	216.4	118,788	56,346	47.4	62,442	52.6

(備考) 厚生労働省「震災等緊急雇用対応事業雇用実績調べ(平成24年12月末日時点)」より作成。

(東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業)

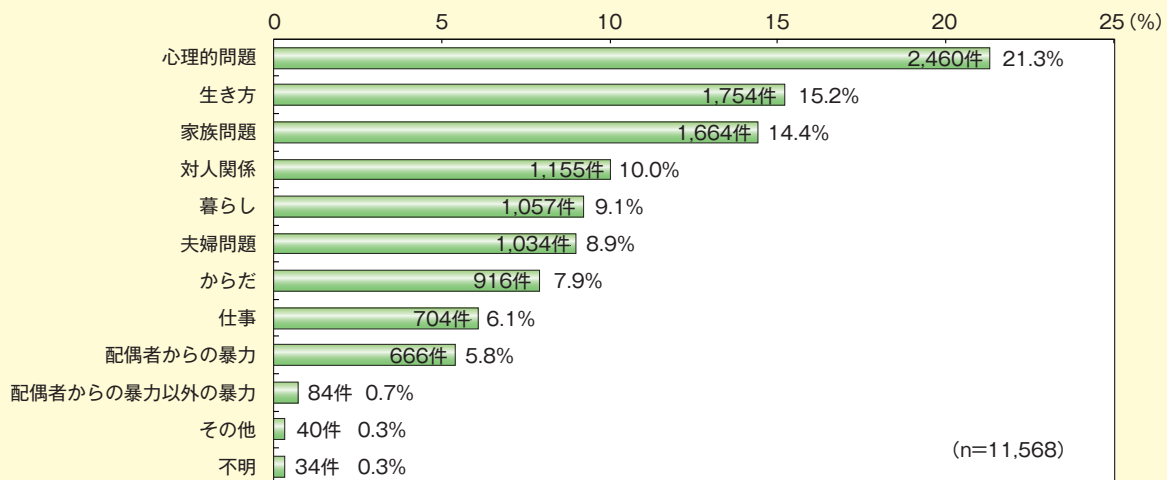
内閣府では、岩手県、宮城県及び福島県に相談窓口を開設し、東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業を実施している。平成24年度に同3県の相談窓口寄せられた相談件数は、5,573件となっている。その内訳は、不安、抑うつ、PTSD¹²等の「心理的問題」が21.3%と最も多く、次いで、生きがいや孤独・孤立等の「生き方」が15.2%、親、きょうだい、子どもとの関係等の「家族問題」が14.4%となっている(第1-8-10図)。

相談の中には、「心が復興に追いつかず、自分だけ置いていかれた気持ちになる」、「震災で家を失い親族と同居を始めたが、疎まれ家に居場所がない」、

「放射性物質の身体への影響が心配。将来結婚して子どもを産めるのか不安」、「震災で家族を失い、一人で頑張ってきたが孤独に耐えられなくなり死にたい」等のほか、「震災後に夫の暴力がひどくなり、子どもにも暴力を振るうようになった」、「職場の男性から性的嫌がらせを受けているが、震災後にやっと見つけた仕事なので辞めたくない」等、配偶者等からの暴力に関する相談もある。

平成24年中の警察における配偶者からの暴力に関する相談対応件数(4万3,950件)のうち、岩手県、宮城県及び福島県における件数は2,994件と、前年(2,213件)に比べて35.3%増加した。これは、全国における前年比増加割合(28.0%)に比べて7.3ポイント高い。

第1-8-10図 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 相談件数の内訳(複数回答)



(備考) 1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。
2. 相談件数は、電話相談及び面接相談の合計(要望・苦情、いたづら、無言を除く)。

¹² 心的外傷後ストレス障害(posttraumatic stress disorder)の略語。